妊娠届出をされた方へ

令和8年10月1日～

10,000円分
500円券20枚つづり



瀬戸内市妊産婦タクシー助成事業のご案内

瀬戸内市では、妊娠の届け出をした方に、外出時に利用できるタクシー利用券を交付します。

利用できる方

瀬戸内市に住所があり、母子健康手帳（親子健康手帳）の交付を受けている人で、出産予定日から３月を経過する月の末日までの妊産婦。

- 里帰り出産等、瀬戸内市に住民票のない方は対象外となります。
- 多胎の場合も、妊婦１人につき１利用券の交付となります。
- 瀬戸内市外へ転出後は、このタクシー利用券は使えません。



交付内容

妊産婦タクシー利用券　10,000円(500円×20枚)

- １回の乗車で使用できる利用券の枚数に制限はありません。
- 利用券１枚当たりの助成額は500円です。お釣りはでません。
- 乗車料金と利用券の差額は利用者負担となります。
- 紛失されても再交付は不可です。転売・譲渡・換金もできません。

＊タクシー利用券の有効期限は、出産予定日から３月を経過する月の末日までです。

使用用途

用途は問いません。妊産婦健診や予防接種、妊娠中の買い物等にご利用いただけます。

＊利用できるのは交付を受けた妊産婦のみです。ただし妊産婦ご本人が乗車する場合は、ご家族等も同乗し利用できます。

＊利用できるタクシー事業者は、この事業に参加する事業者のみです。

＊乗車と降車いずれか(またはどちらも)が市内の場合に利用できます。乗車と降車のどちらもが市外の場合は利用できません。

【申請および問い合わせ先】

瀬戸内市こども家庭センター

TEL:0869-24-8033　FAX:0869-24-8081

〒701-4292　瀬戸内市邑久町尾張300番地１

※こども家庭センター以外の窓口では取扱いしていません。

利用方法

1. 申請する

妊娠届出時や転入された際、「妊産婦タクシー利用券交付申請書」を記入し、こども家庭センター窓口へ提出してください。転入の場合は、窓口に母子健康手帳（親子健康手帳）の持参をお願いします。



2. タクシー利用券の交付

妊産婦タクシー利用券綴は、申請書の提出と引き換えにこども家庭センター窓口でお渡しします。

3. タクシーの利用

①事前に利用を希望するタクシー会社へ予約します。

＊予約がなくても利用できますが、予約することでスムーズに利用できます。

②乗車時、タクシー利用券を使用することを乗務員に伝え、利用券綴を渡してください。

利用できるタクシー事業者一覧

タクシー利用券は、瀬戸内市に登録しているタクシー事業者に限りご利用いただけます。

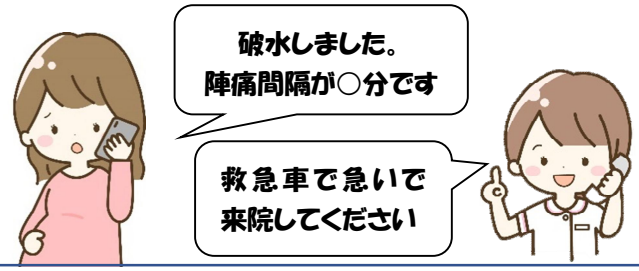
区分	タクシー事業者	住所	電話番号	FAX 番号	営業時間
一般	牛窓タクシー	牛窓町牛窓 3911-37	0869-34-2161	0869-34-2022	8：00～19：00
	谷タクシー	邑久町尻海 2816-1	0869-24-0043	0869-24-0247	7:00～２１:00
	ツルヤタクシー	邑久町尾張 190-8	0869-24-0222		２４時間営業
	ネイチャー・ワールド自動車	長船町飯井 1313-1	0120-88-7776		7：00～18：30
	安全タクシー	長船町八日市 257	0869-26-3008		8：00～17：00
	長船タクシー	長船町土師 110−7	0120-701-444		6：00～17：00
福祉	介護タクシー・まど	牛窓町鹿忍 2627-3	0869-34-3686 090-7891-3686	0869-34-3661	6：00～２１:00
	介護タクシーひだまり	邑久町山田庄 272-6	080-2892-8118		9：00～17：00 (予約制)

・このタクシー事業者一覧は、令和８年 10 月１日時点のものです。変更・追加されることがありますのでご注意ください。

・利用希望日時が営業時間外の場合や、日中でタクシーが出払っている場合は、すぐに対応できない場合があります。詳細については、タクシー事業者へ確認をお願いします。

緊急時の対応

①かかりつけの産科医療機関に電話連絡し、医師の判断を仰いでください。



②救急車による搬送が必要な場合には、「119」番通報してください。



※体調に変化があったときは、早めにかかりつけ産科医療機関へ相談しましょう！